

吹田市文化振興基本条例における市民等の定義について

【市民の定義】

吹田市文化振興基本条例第2条

「市民」・・・本市に居住し、通勤し、通学し、又は集うもの

「事業者」・・・法人その他の団体及び事業を営む個人

【文化の主体・役割】

吹田市文化振興基本条例第3条～第6条

